



## 中国会計税務実務

## 2020年第30号

## 今回のテーマ：固定資産の減価償却に関する税務処理について

アフターコロナ時代を迎えても、企業は悲観することなく世界で戦っていくために、様々な工夫を講じている。その中でも特に、人と人との間に距離や壁を設ける「非接触型社会」や「非集合型社会」に対応していくための製品や商品等に関する固定資産投資はますます重要となるだろう。そこで今号では固定資産の減価償却に関する税務処理について簡単に説明する。

## 主な内容：

定義	固定資産とは、企業が製品の生産、労務の提供、リースあるいは経営管理のために保有し、使用期間が12ヵ月を超える非貨幣性資産を指し、建物、構築物、機器、機械、運輸工具およびその他の生産経営活動に関連する設備、器具、工具等を含む。
償却の開始・終了日	企業は固定資産の事業共用を開始した月の翌月から減価償却費を計算しなければならない。また、使用を停止した固定資産は、使用を停止した月の翌月から減価償却費の計算を停止しなければならない。
見積残存価額	企業は固定資産の性質と使用状況に基づき、合理的に固定資産の見積残存価額を決定する。固定資産の見積残存価額は一度決定したら、変更してはならない。
償却期間に関する一般規定	<p>国務院財政、税務主管部門が別途規定する場合を除き、固定資産の減価償却計算の最低期間は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建物、構築物 20年</li> <li>(2) 飛行機、列車、船舶、機器、機械およびその他の生産設備 10年</li> <li>(3) 生産経営活動に関連する器具、工具、家具等 5年</li> <li>(4) 飛行機、列車、船舶以外の運輸工具 4年</li> <li>(5) 電子設備 3年</li> </ol>
減価償却費の損金算入ができない固定資産	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建物、構築物以外の使用に供していない固定資産</li> <li>(2) オペレーティングリース方式で賃借する固定資産</li> <li>(3) ファイナンスリース方式で賃借する固定資産</li> <li>(4) 既に減価償却済みであるが継続して使用する固定資産</li> <li>(5) 経営活動と関わりのない固定資産</li> <li>(6) 単独で価格を見積り、固定資産として記帳する土地</li> <li>(7) その他の減価償却費を計上しても損金算入してはならない固定資産</li> </ol>
一括償却資産	<p>●2014年1月1日から</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.企業が2014年1月1日以降に新規で購入した、専ら研究開発に使用する設備等について、単価が100万円を超えない場合には、毎年償却費を計上することなく一括で当期の原価費用として計上し、企業所得税の税引前利益から控除する（＝損金算入する）ことができる。単価が100万円を超える場合についても、減価償却年数を短縮あるいは割増償却の方法を採用することができる。</li> <li>2.企業が所有する固定資産について、単価が5000円を超えない場合には、毎年償却計上することなく一括で当期の原価費用として計上し、企業所得税の税引前利益から控除することができる。</li> </ol> <p>●2018年1月1日から2020年12月31日まで</p> <p>企業が2018年1月1日から2020年12月31日までの間に新規で購入した設備、器具について、単価が500万円を超えない場合には、毎年償却計上することなく一括で当期の原価費用として計上し、企業所得税の税引前利益から控除することができる。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">全業界</p>	<p>以下の固定資産について、技術の進歩等の理由により、割増償却を行う必要がある場合、減価償却年数を短縮あるいは割増償却の方法を採用することができる。</p> <p>(1) 技術進歩により、製品のモデルチェンジが速い固定資産</p> <p>(2) 年中振動が強く、腐食しやすい状態にある固定資産</p> <p>減価償却年数を短縮する方法を採用する場合も、その耐用年数については『企業所得税実施条例』第 60 条に規定する耐用年数の 60%を下回ることはできない。</p> <p>中古固定資産を購入した場合も、その耐用年数については『企業所得税実施条例』第 60 条に規定する耐用年数から経過済年数を差し引いた後の 60%を下回ることはできない。</p> <p>これら耐用年数は一度決定した後は、変更することはできない。</p> <p>割増償却を採用する場合、2 倍残高逓減法あるいは級数法を採用することができる。</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">割増償却対象</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">留意事項</p>	<p>2015 年 11 月 11 日午前 9:30 国家税務総局所得税司副司長 劉宝柱：</p> <p>固定資産を取得する方法には、購入、自己建設、投資者の現物出資、ファイナンス・リース等がある。『国家税務総局 固定資産の割増償却の拡大に係る企業所得税政策に関する公告』（国家税務総局公告 2015 年第 68 号）で言う「購入」とは、資金で購入した固定資産及び自己で建設した固定資産を指す。</p>

### お見逃しなく：

- 税務上において条件を満たす固定資産は一括償却ができるとはいえ、会計上において固定資産を一括処分することはできない。
- 税務上の償却に関する資料と会計上の償却に関する資料を適切に準備し、資産管理をしっかり行っていく共に、税務調査の対応資料として保管していく必要がある。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: [Japan@cn.gt.com](mailto:Japan@cn.gt.com)